第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

１．歴史的風致形成建造物の指定の考え方

本市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして熊本県及び熊本市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、熊本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

２．歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

＜指定対象＞

① 文化財保護法第57条第１項の規定に基づく登録有形文化財
② 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく指定文化財
③ 熊本市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づく指定文化財
④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物
⑤ 熊本市景観条例第16条第1項の規定に基づく景観形成建造物
⑥ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもの

＜指定基準＞

① 建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
③ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。

・概ね築50年程度経過しているもの
・所有者又は管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
・所有者の同意が得られているもの

３．歴史的風致形成建造物

重点区域において、歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

※関連する歴史的風致
① 城下町の祭礼等にみる歴史的風致
② 「一町一寺」の町の営みにみる歴史的風致
③ 港町の祭礼等にみる歴史的風致

城下町地区（J）

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
1	(令和元年10月30日指定) 指定番号:1 長崎次郎書店（ながさきじろう） （登録有形文化財／景観形成建造物）		大正時代	長崎次郎㈱	新町４丁目	①
2	(令和元年10月30日指定) 指定番号:2 PSオランジュリ（旧第一銀行熊本支店） （登録有形文化財／景観形成建造物）		大正８年 (1919)	ピーエス㈱	中唐人町	①
3	(令和元年10月30日指定) 指定番号:3 冨重写真所（とみしげ） （登録有形文化財／景観形成建造物）		明治10年 (1877) ごろ	個人	新町２丁目	①
4	(令和元年10月30日指定) 指定番号:4 早野（はやの）ビル （登録有形文化財）		大正13年 (1924)	早野建物合名会社	練兵町	①

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
5	(令和元年10月30日指定) 指定番号:5 吉田松花堂（よしだしょうかどう） （景観形成建造物）		明治11年 (1878)	個人	新町4丁目	①
6	(令和元年10月30日指定) 指定番号:6 清永（きよなが）本店		明治11年 (1878)	個人	西唐人町	①
7	(令和元年10月30日指定) 指定番号:7 西村邸 （登録有形文化財／景観重要建造物）		大正6年 (1917)	個人	西唐人町	①
8	(令和元年10月30日指定) 指定番号:8 塩胡椒（しおこしょう） （景観形成建造物）		明治末期	個人	中唐人町	①
9	(令和元年10月30日指定) 指定番号:9 Root’s Purely （景観形成建造物）		明治初期	かねくら㈱	中唐人町	①
10	(令和元年10月30日指定) 指定番号:10 藤本邸		明治10年代	個人	新町4丁目	①

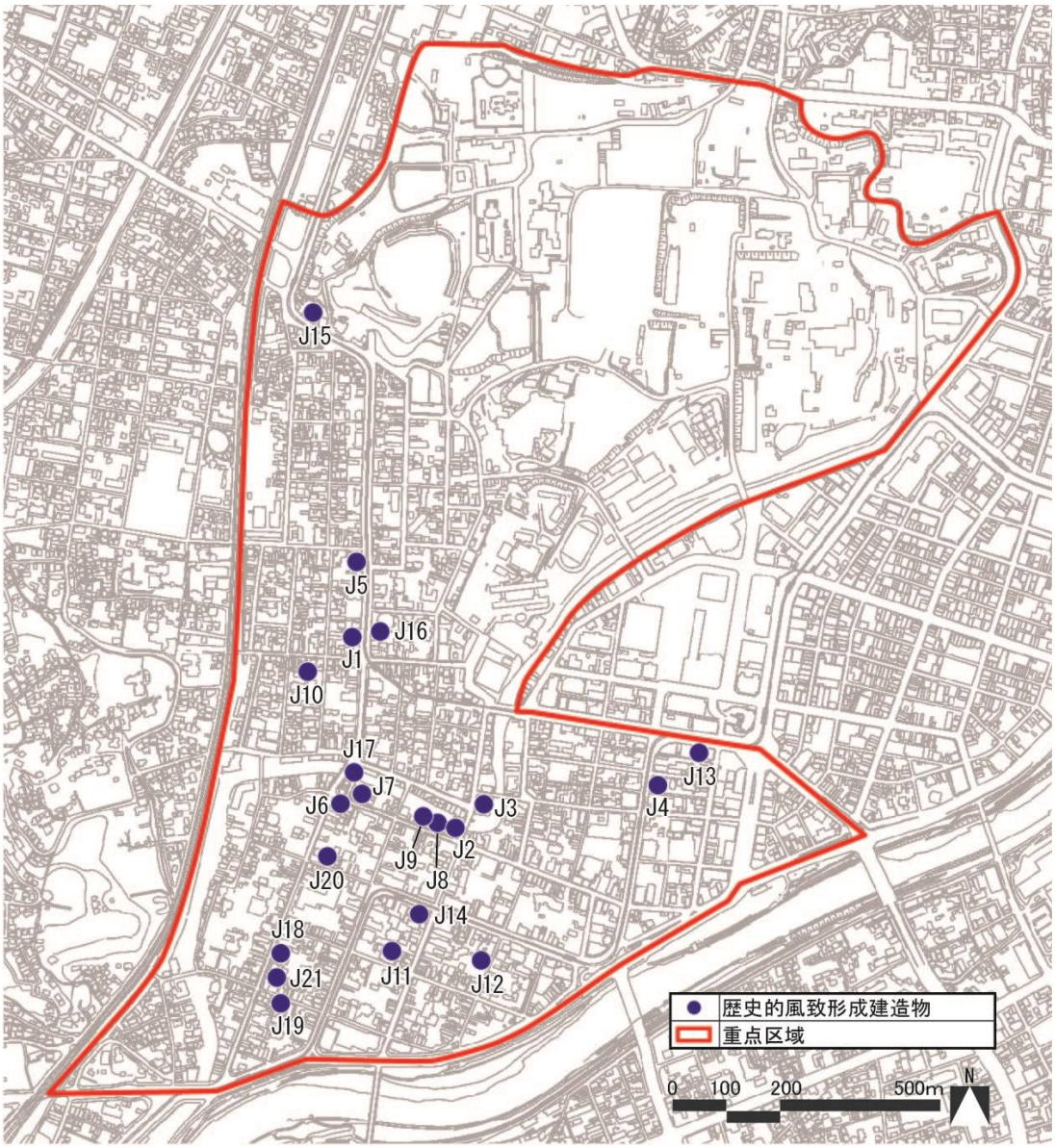
No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
11	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:11 早川倉庫 （景観形成建造物）		本宅棟 明治 10 年 (1877) １号倉庫 明治 11 年 (1878) ２号倉庫 明治 13 年 (1880)	早川倉庫	万町２丁目	①
12	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:12 旧大石蕎麦（きゅうおおいしそば）		江戸末期	個人	紺屋町２丁目	①
13	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:13 野田市兵衛商店（のだいちべえ） （景観形成建造物）		明治 40 年 (1907) ごろ	㈱野田市兵衛商店	辛島町	①
14	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:14 カリーノ MS ビル		昭和９年 (1934)	㈱カリーノ	魚屋町２丁目	①
15	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:15 藤崎八旛宮例大祭御旅所（能楽殿）		昭和初期	藤崎八旛宮	新町３丁目	①
16	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:16 新町会館		大正年間	㈱十字堂	新町２丁目	①

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
17	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:17 明八橋（めいはちばし）		明治８年 (1875)	熊本市	新町２丁目	①
18	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:18 黒瀬商店（くろせ）		大正末期	㈱マルキュー不動産	細工町３丁目	②
19	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:19 料理谷邸（商工クラブ）（りょうりや）		明治 23 年 (1890)	個人	西阿弥陀寺町	②
20	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:20 上村元三商店（うえむらげんぞう）		昭和 31 年 (1956) ごろ	個人	魚屋町３丁目	②
21	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:21 白梅天満宮（しらうめてんまんぐう）		昭和 39 年 (1964)	白梅青年会	細工町３丁目	②

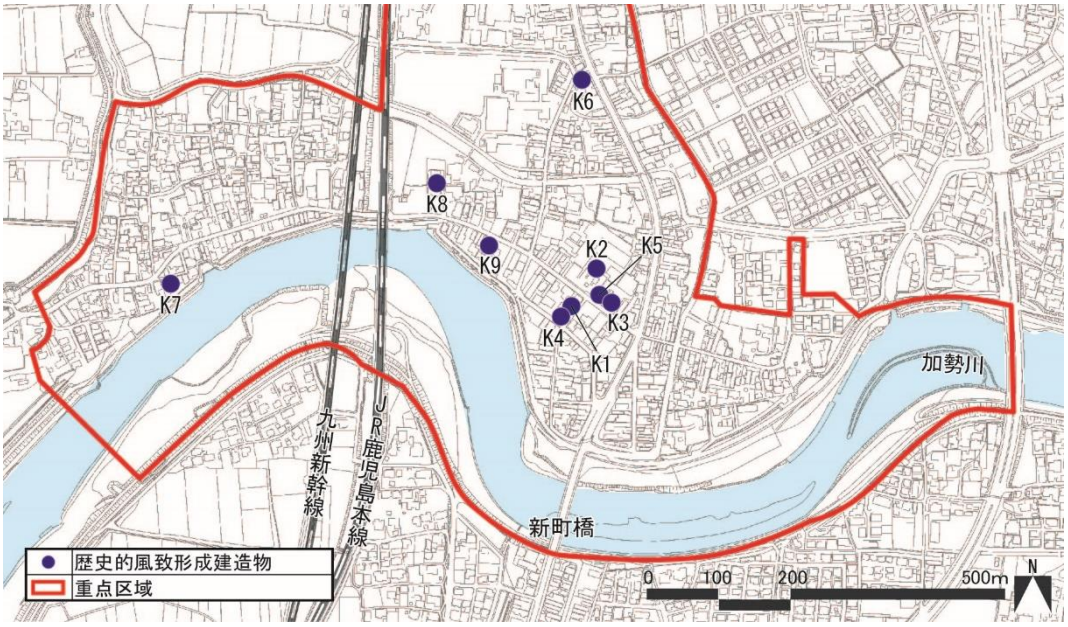
川尻地区（K）

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
1	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:22 瑞鷹酒造資料館 （景観形成建造物）		昭和初期以前	㈱瑞鷹	川尻 4 丁目	③
2	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:23 瑞鷹川尻本蔵事務所棟 （景観重要建造物）		昭和初期以前	㈱瑞鷹	川尻 4 丁目	③
3	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:24 瑞鷹マスダイ蔵（旧醤油蔵） （景観重要建造物）		明治 39 年（1906）	㈱瑞鷹	川尻 4 丁目	③
4	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:25 瑞鷹旧蔵（昭和町） （景観形成建造物）		昭和初期ごろ	㈱瑞鷹	川尻 4 丁目	③
5	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:26 吉村邸宅 （景観重要建造物）		江戸末期～明治初め	個人	川尻 4 丁目	③

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
6	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:27 椎葉邸（しいば）		明治時代	個人	川尻１丁目	③
7	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:28 野田家蔵		昭和元年 (1926)	個人	川尻３丁目	③
8	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:29 川尻公会堂		昭和６年 (1931)	熊本市	川尻４丁目	③
9	(令和元年 10 月 30 日指定) 指定番号:30 今村家住宅 （登録有形文化財／景観形成建造物）		江戸末期	個人	川尻４丁目	③



歴史的風致形成建造物の分布図（城下町地区内）



歴史的風致形成建造物分布図（川尻地区内）